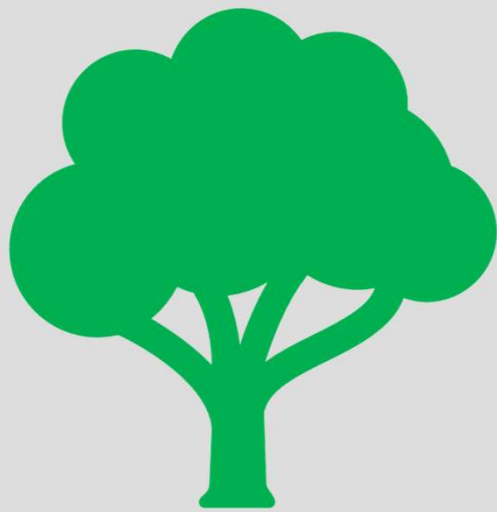


けやき訪問看護 ステーション

自宅で自分らしく生活することを支えます。



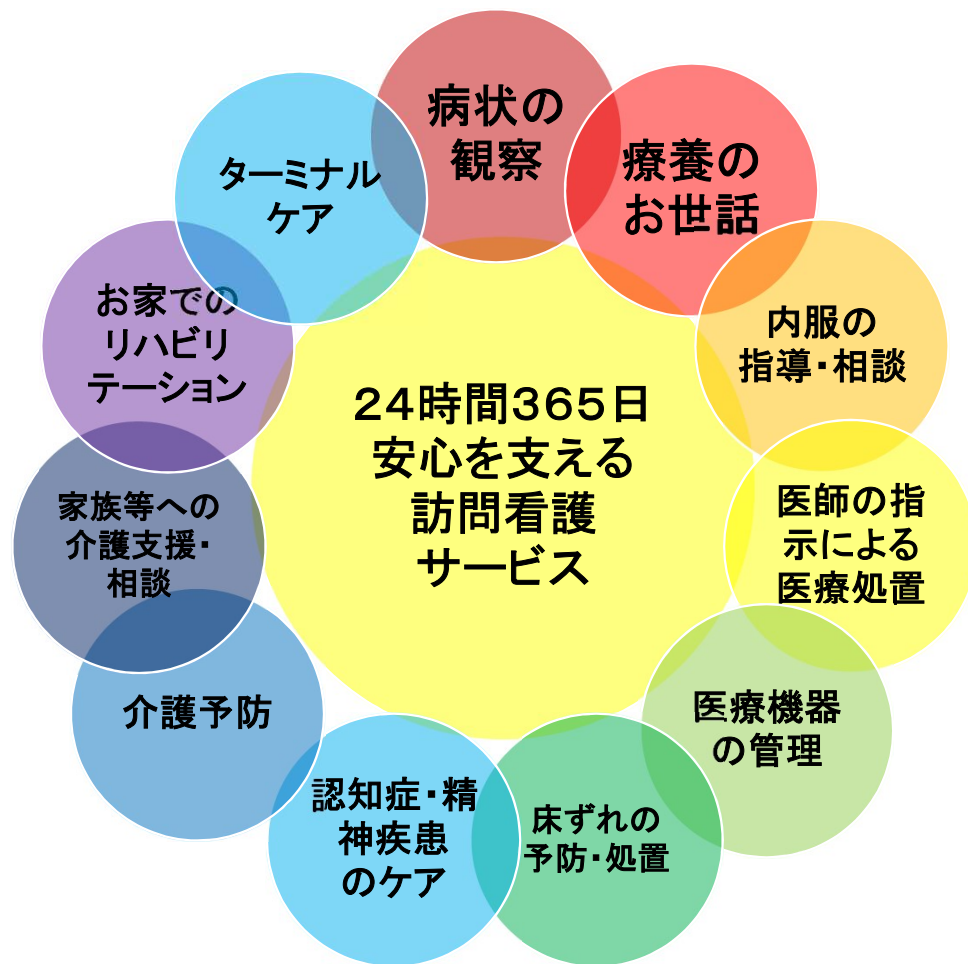
訪問看護のご利用は

健康に
不安が
あるとき

赤ちゃん
から
お年寄り
まで

退院する
ときに

自宅で
最期を
むかえる
とき

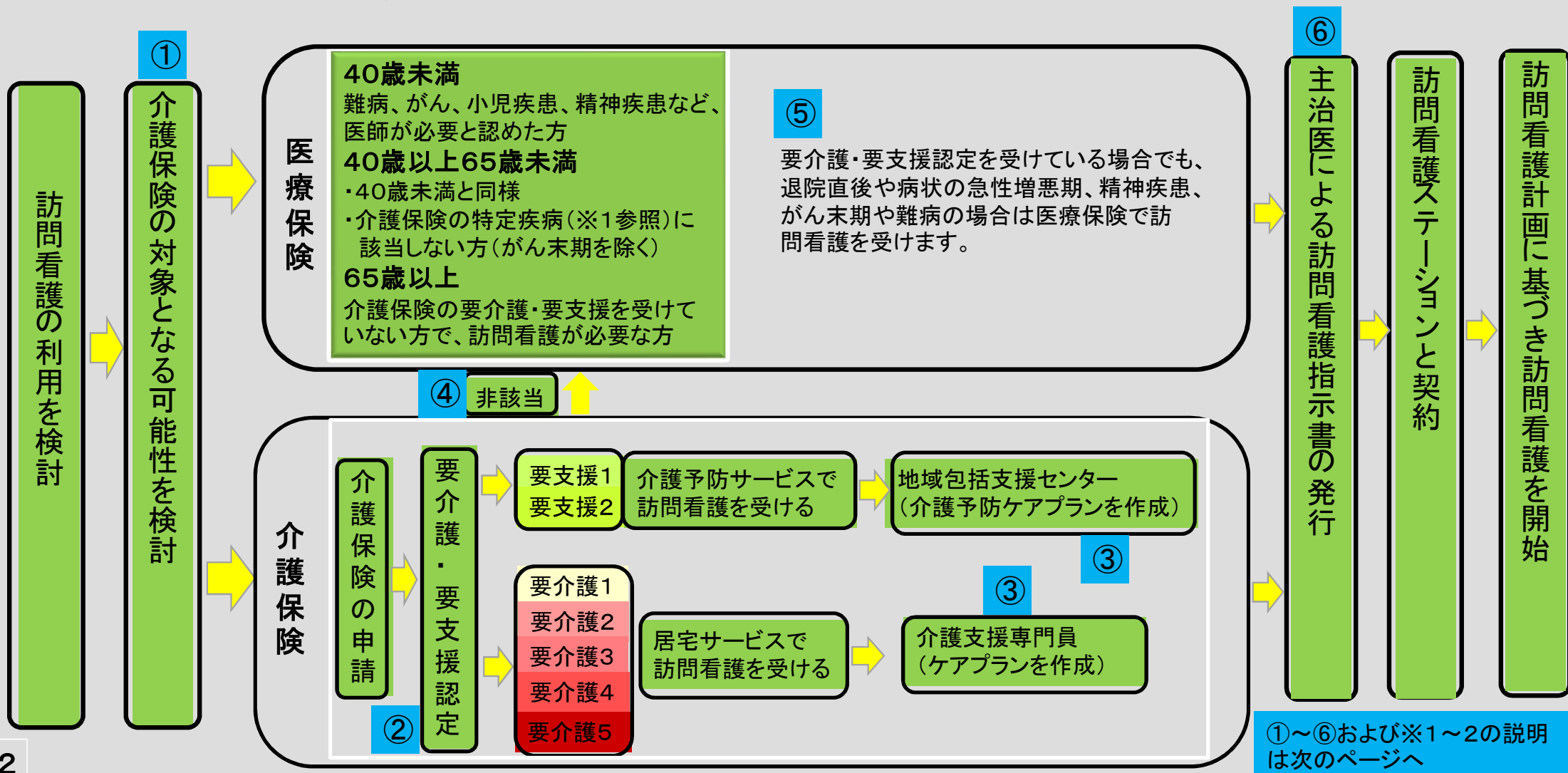


訪問看護ステーションとは

自立した生活を送れるように専門的な視点でケア・アドバイスをおこないます。

- ・ご自宅への退院を支援します
入院中に病院と連携して、在宅生活に移行しやすいように支援します。
- ・医療と介護の橋渡しをします
地域在宅ケアサービスの使い方の紹介や、介護保険の申請・更新のお手伝いします。
- ・介護予防や機能回復のお手伝いをします
病状の悪化や四肢の拘縮予防、寝たきり予防を行います。介護用品の相談も行います。
- ・緊急の場合にも対応します
24時間・365日相談に応じます。緊急時には関係病院と連携し必要な場合は訪問します。
- ・医療機器をつけた方の療養生活を支えます
在宅酸素、経管栄養、吸引、点滴注射、人工呼吸器等の医療処置が必要な方の在宅療養支援を行います。
- ・安らかな最期を支えます
住み慣れた自宅で医師の指示の基でケアを行います。ご家族様とともに看取りを行います。
- ・ご自宅以外でもサービスを受けられます
地域の高齢者住まい、特定施設、特別養護老人ホームのショートステイなどにおいても、一定の場合においてサービスを提供します。
- ・医療・介護保険の双方に対応します
医療・介護保険の両方のサービスが同じステーションで引き続き受けられます。必要な場合は他の訪問看護を利用することもできます。

訪問看護サービスを受けるまでの流れ



① 介護保険の該当・非該当は年齢、病名などで異なります

介護保険で訪問看護を受ける方

65歳以上 加齢に伴い介護が必要となった方

【要支援1～2】【要介護1～5】と認定された方

40～64歳 加齢に伴う特定疾病(※1)が原因で

介護が必要となり【要支援1～2】【要介護1～5】

と認定された方

②

介護保険の訪問看護サービスを利用するには

要支援・要介護認定が必要です

介護保険をご利用になる場合は、お住いの

市町村に申請して認定を受けます。

③

ケアプランの作成が必要です

【要支援1～2】【要介護1～5】に該当

した方はケアプランに訪問看護を組み

入れます。

④

要支援・要介護で非該当となった場合は、医療保険で
訪問看護サービスが受けられます

主治医の指示書があれば、必要な訪問看護サービス
を受けることができます。

⑤

要支援・要介護を受けている方でも医療保険が適応される場合があります

- ・医師から特別訪問看護指示書が発行された場合(退院直後・急性増悪等)。
- ・精神科医師から精神科訪問看護指示書(認知症は除く)が発行された場合。
- ・厚生労働大臣が定める疾病等の利用者(※2)は医療保険での訪問看護
を利用することになります。

⑥ 訪問看護サービスを受けるには、主治医の訪問看護指示書が必要になります。

訪問看護指示書に従い、必要なサービスを受けることができます。

(※1)加齢に伴う特定疾病

がん(病状の末期)/関節リウマチ/筋萎縮性側索硬化症/後縦靭帯骨化症/骨折を伴う骨粗鬆症/初老期における認知症【アルツハイマー病、血管性認知症、レビー小体病等】進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】/脊髄小脳変性症/脊柱管狭窄症/早老症【ウェルナー症候群等】多系統萎縮症【線条体黒質変性症、シャイ・ドレーガー症候群、オリブ橋小脳萎縮症】/糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症/脳血管疾患【脳出血、脳梗塞等】/閉塞性動脈硬化症/慢性閉塞性肺疾患【肺気腫、慢性気管支肺炎、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎】/両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性膝関節症

(※2)厚生労働大臣が定める疾病等の利用者

末期の悪性腫瘍/多発性硬化症/重症筋無力症/スモン/筋萎縮症側索硬化症/脊髄小脳変性症/ハンチントン病/進行性筋ジストロフィー症/パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度またはⅢ度の者に限る)/多型統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)/プリオン病/亜急性硬化性全脳炎/ライゾゾーム病/副腎白質ジストロフィー/脊髄性筋萎縮症/球脊髄性筋萎縮症/慢性炎症性脱髄性多発神経炎/後天性免疫不全症候群/頸髄損傷/人工呼吸器を使用している状態

訪問看護の費用の概要(介護保険)

介護保険																					
対象となる方	・65歳以上の要介護認定を受けている方 ・40歳から64歳で加齢に伴う特定疾病の人(※1)																				
訪問看護にかかわる費用	費用は訪問看護費と加算の合計となります。頻度・時間・場所・職種で異なります。																				
	1) 訪問看護費／介護予防訪問看護費																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">訪問看護費用</th> <th style="width: 20%;">介護予防訪問看護費</th> <th style="width: 45%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 20分未満</td> <td style="text-align: center;">311単位</td> <td style="text-align: center;">300単位</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 2) 各種加算(看護体制・状態・条件による) ※ 1単位 = 10円 ~ 12円 (地域によって異なります) </td> </tr> <tr> <td>② 30分未満</td> <td style="text-align: center;">467単位</td> <td style="text-align: center;">448単位</td> </tr> <tr> <td>③ 30分～1時間</td> <td style="text-align: center;">816単位</td> <td style="text-align: center;">787単位</td> </tr> <tr> <td>④ 1時間～1.5時間</td> <td style="text-align: center;">1118単位</td> <td style="text-align: center;">1080単位</td> </tr> <tr> <td>③ 理学療法士等は1回につき</td> <td style="text-align: center;">296単位</td> <td style="text-align: center;">286単位</td> </tr> </tbody> </table>		訪問看護費用	介護予防訪問看護費		① 20分未満	311単位	300単位	2) 各種加算(看護体制・状態・条件による) ※ 1単位 = 10円 ~ 12円 (地域によって異なります)	② 30分未満	467単位	448単位	③ 30分～1時間	816単位	787単位	④ 1時間～1.5時間	1118単位	1080単位	③ 理学療法士等は1回につき	296単位	286単位
		訪問看護費用	介護予防訪問看護費																		
	① 20分未満	311単位	300単位	2) 各種加算(看護体制・状態・条件による) ※ 1単位 = 10円 ~ 12円 (地域によって異なります)																	
	② 30分未満	467単位	448単位																		
③ 30分～1時間	816単位	787単位																			
④ 1時間～1.5時間	1118単位	1080単位																			
③ 理学療法士等は1回につき	296単位	286単位																			
主な各種加算	緊急時訪問看護加算、特別管理加算、初回加算、サービス体制強化加算など																				
利用料の負担割額	1～3割負担																				
利用料の例 1ヶ月	週1回30分～1時間で看護師が訪問した1割負担のお客様の場合(1単位10円の地域) $816\text{単位(回)} \times 4\text{回(週)} \times 10\text{円(1単位)} = 32,640\text{円}$ 32,640円の一割負担なので、1ヶ月のご利用額は3,264円となります																				

訪問看護の費用の概要(医療保険)

医療保険			
対象となる方	1) 要支援・要介護のうち ・厚生労働大臣が定める疾患等」の利用者(※2) ・特別訪問看護指示書が交付された方 ・精神科訪問看護指示書が交付された方(認知症は除く) 2) 要支援・要介護認定が非該当の方 3) 要介護認定未申請の方 4) 64歳までの医療保険加入者		
訪問看護にかかわる費用	費用は、療養費と加算の合計となり、訪問の頻度・滞在時間・訪問する職種などで異なります ①基本療養費(2, 530 ~ 6, 550円) ②管理療養費(2, 980 ~ 12, 400円) ③各種加算 (看護体制・状態・条件による)		
主な各種加算	24時間対応加算、特別管理加算、夜間・早朝加算、深夜加算、長時間加算など		
利用者の負担割合	後期高齢者医療	75歳以上	1割～3割負担
	前期高齢者医療	70～74歳	1割～3割負担
	各医療保険	就学児～69歳	3割負担
		未就学児	2割負担
利用料の例 1ヶ月	周1回60分看護師が訪問した3割負担のお客様の場合 ①5, 550円×4回(週)=22, 200円 ②16, 340円 ①+②=38, 540円の3割負担なので、月の自己負担額は11, 562円になります		

質問(Q & A)

Q 訪問看護を利用する方はどんな方？

A 赤ちゃんからお年寄りまで年齢に関係なく利用することができます。
認知症の高齢者、がん末期の方、医療機器管理が必要な方も利用できます。

Q 訪問看護を利用できる回数は？

A 介護保険で利用する場合は、ご本人と相談して回数を決めます(介護支援専門員によってケアプランに組み込まれます)
医療保険で利用する場合は、通常は週3回までの利用ですが、厚生労働大臣が定める疾病等(3ページ※2参照)
急に症状が悪くなった場合は、医師から特別訪問看護指示書が発行され、回数の制限がなく毎日、医療保険による
訪問看護を利用することができます。

Q 訪問看護を利用する場合の費用負担は？

A 訪問看護の利用は、介護保険もしくは医療保険を使います。
訪問看護の利用費の負担については4・5ページのようになります。

訪問看護利用の相談は主治医、介護支援専門員、
訪問看護ステーションにご連絡ください。

けやき訪問看護ステーション

電話番号 050-8880-0569

FAX 0185-74-6703

営業日 月曜日～金曜日 AM8:30～PM17:30

定休日 土曜 日曜 祝日